

# 徳大労組 第15回定期大会

(日時) 2018年6月30日 13:00~16:00

(会場) 蔵本会館



徳島大学教職員労働組合

# 徳島大学教職員労働組合 第15回定期大会 議案書

## 目 次

第1号議案	2018年度役員等選挙結果に関する件	2
第2号議案	2017年度の活動報告に関する件	5
第3号議案	2018年度の活動方針に関する件	11
第4号議案	2017年度(17年6月-18年5月)会計決算報告に関する件	15
第5号議案	2018年度(18年6月-19年5月)会計予算に関する件	15
第6号議案	組合支部組織再編に関する件	19
付録	徳島大学教職員労働組合同規約	21
	徳島大学教職員労働組合組合費規約	26
	徳島大学教職員労働組合役員選出規定	27
	徳島大学教職員労働組合出張費規定	28
	徳島大学教職員労働組合慶弔規定	29

---

2018 年 6 月 13 日

**徳島大学教職員労働組合**  
**2018 年度中央委員選挙・役員選挙並びに第 15 回定期大会代議員選挙結果に関する報告**

徳島大学教職員労働組合選挙管理委員会

委員長 堤和博 (教職員支部)  
委員 佐久間亮 (教職員支部)  
委員 高瀬菜那 (病院支部)

徳島大学教職員労働組合同規約第 14 条及び第 22、23 条等に従い 2018 年度中央委員選挙・役員選挙を、並びに徳島大学教職員労働組合同規約第 9 条等に従い 2018 年 6 月 30 日に開催予定の第 15 回徳島大学教職員労働組合定期大会代議員選挙を実施しました。

2018 年 5 月 10 日 (木) から 5 月 18 日 (金) まで立候補受付 (一部選挙については、5 月 21 日 (月) から 5 月 25 日 (金) まで再受付)、6 月 4 日 (月) から 6 月 12 日 (火) の間に投票、6 月 12 日に開票を行い、以下の結果を得ましたので報告します。

記

○投票総数及び投票率

	公示時 有権者数	投票 総数	有効 票数	無効 票数	投票 率
教職員支部	91	79	79	0	86.8%
病院支部	28	12	12	0	42.9%
全 体	119	91	91	0	76.5%

○選挙の成立・非成立

全体の選挙については、投票数が有権者総数の 3 分の 2 を超えており、選挙は成立した。  
教職員支部選出選挙については、投票数が有権者総数の 3 分の 2 を超えており、選挙は成立した。  
病院支部選出選挙については、投票数が有権者総数の 3 分の 2 に満たなかったため、選挙は成立しなかった。

○選挙結果

成立した選挙については、別紙の通り、候補者全員が信任された。

以 上

## 2018年度中央委員選挙・役員選挙・第15回組合定期大会代議員選挙候補者選挙開票結果

## 1. 徳島大学教職員労働組合 2018年度中央委員

教職員支部 (5名) (有効票数 79)

荒武達朗	信任投票	79
岩佐幸恵	信任投票	79
富塚昌輝	信任投票	79
矢部拓也	信任投票	79
渡部稔	信任投票	79

病院支部 (2名) 選挙不成立

## 2-1. 徳島大学教職員労働組合 2018年度役員 (有効票数 91)

中央執行委員長 (1名)	齊藤隆仁 (教職員)	信任投票	91
中央執行副委員長 (1名)	今井晋哉 (教職員)	信任投票	90
書記長 (1名)	山口裕之 (教職員)	信任投票	91
書記次長 (2名)	吉岡宏祐 (教職員)	信任投票	90
	候補者なし (病院)		
会計 (1名)	浅田沢 (教職員)	信任投票	90
監査委員 (2名)	上原克之 (教職員)	信任投票	91
	佐竹昌之 (教職員)	信任投票	91
選挙管理委員 (3名)	新田元規 (教職員)	信任投票	91
	熊坂元大 (教職員)	信任投票	91
	候補者なし (病院)		

## 2-2. 徳島大学教職員労働組合 2018年度役員 支部別選出役員

中央執行委員教職員支部 (2名) (有効票数 79)	中島孝子	信任投票	79
	藤原茂樹	信任投票	79
中央執行委員病院支部 (1名)	候補者なし		

## 3-1. 徳島大学教職員労働組合 第15回定期大会 教職員支部選出代議員 (有効票数 79)

庫元孝文	信任投票	78	炭谷早紀	信任投票	78
河野理	信任投票	78	林真理	信任投票	78
小山晋之	信任投票	78	福岡佑子	信任投票	78
田久保浩	信任投票	79	山本真由美	信任投票	78
土屋敦	信任投票	78	吉田文美	信任投票	78

## 3-2. 徳島大学教職員労働組合 第15回定期大会 病院支部選出代議員

選挙不成立

2018年6月26日

**徳島大学教職員労働組合**  
**2018年度病院支部選出中央委員選挙・並びに第15回定期大会病院支部選出代議員選挙再投票結果**  
**に関する報告**

徳島大学教職員労働組合選挙管理委員会

委員長 堤和博 (教職員支部)  
委員 佐久間亮 (教職員支部)  
委員 高瀬菜那 (病院支部)

先の選挙で投票率が規定の有権者総数の3分の2を超えずに不成立となった2018年度病院支部選出中央委員並びに第15回定期大会病院支部選出代議員選挙について、徳島大学教職員労働組合役員選出規定第11条を準用し投票のやりなおしを行いました。

なお、投票期間は下の通りです。

投票期間

2018年6月19日(火)から6月25日(月)17時30分まで

以下の結果を得ましたので報告します。

○投票総数及び投票率

病院支部公示時 有権者数	投票総数	投票率
28	16	57.1%

○選挙の成立・非成立

投票数が有権者総数の3分の2に満たなかったため、選挙は成立しなかった。

以 上

## 1. 2017 年度中央執行委員会の取組み概要

徳島大学教職員労働組合は、昨年の定期大会で以下の 3 つの活動方針を決定した。

- 1) 徳島大学を誇りに思い、安心して働ける職場とするよう、教職員の労働条件の改善や地位向上の方策を大学運営者側に提案します。
- 2) 職域を越えた職場の支援ネットワークとして職員間の交流・学習の機会を提供します。
- 3) 過半数組合づくりの取組みを推進します。

上記方針にもとづき、6 月 1 日に、毎年恒例となっている学長・病院長あての要望文書を提出し、学長懇談・病院長懇談に臨んだ。要望項目は、①人事院勧告への対応について。②軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について。③教員・事務職員の労働条件改善について。④看護師・医員・研修医・修練歯科医の労働条件改善について。⑤パート職員・契約職員の待遇改善について。以上 5 点。それぞれにつき概要を具体的に報告する。

★要望文書は下記 URL を参照。

<http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/201700427claims.pdf>

### 1) 誇りに思える職場づくり

#### 【第一回学長懇談】

17 年度体制発足早々の 7 月 12 日に学長懇談を開催し、①運営費交付金削減への対応について。②軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について。③教員・事務職員の労働条件改善について。⑤パート職員・契約職員の待遇改善について。以上 4 点について意見交換を行った。大学側の回答は、

①運営費交付金削減への対応について：研究費等の配分については、教員一人当たりの単価を定

めて均等配分する。研究クラスターや業績評価制度を利用してインセンティブを高める。今後とも組合をはじめ現場の教職員との意見交換を行いたい。

それに対して、組合としては、常三島・新蔵地区の駐車料金値上げについては、基本的には反対する。もしも実施する場合には、蔵本地区との公正な負担配分を考慮し、教職員への説明と理解を得ること、と申し入れた。

②軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について：大学側は、この時点では「軍学共同研究については、本学の理念として「国際及び地域社会の平和な発展に貢献」とあることから、推進はしない。国歌については従来通りの扱いとする」と回答したが、後述の通り、2018 年 2 月には防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度への応募を可能とする「審査基準案」を出してきたことから、4 月初めに緊急学長懇談を行うこととなった。

③教員・事務職員の労働条件改善について：産前休暇を 8 週間とする点については、前向きに検討する。年俸制職員の年俸額には、計算上、退職金相当分を含まないが、実質的な手取り額は、同一条件の月給制の教職員よりも有利となっている。事務職員の超勤については、不要な業務の削減など対策を進める。

それに対して、組合としては、産前休暇 8 週間については、来年 4 月からの実施を求める。事務職員の超勤削減については、4 月の人事異動を減らす、出退勤の電子的管理などを提案する。などを申し入れた。

⑤パート職員・契約職員の待遇改善について：大学側回答は、有期雇用職員の無期雇用への転換については、手続きに遺漏がないように周知を徹底する。パート職員への賞与支給については、国の方針を見ながら対応を考える。

それに対して、組合としては、外部資金雇いの有期雇用職員についても、大学が責任をもって、「他の職務に転換」など雇用維持の努力を行って

もらいたい、と申し入れた。

これを受けて、2017年11月17日（@新蔵）、18日（@常三島）にて、無期雇用転換権についての説明会が開催され、組合の要望通りの内容で説明が行われた。

★学長懇談議事要旨はこちら。

<http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/20170712gakuchou.pdf>

#### 【第二回学長懇談】

人事院勧告が閣議決定されたことを受けて、12月6日には第二回学長懇談を開催し、人事院か国への対応と、先の4項目についての再度の意見交換を行った。

人事院勧告への対応として、大学側は、基本的に（地域手当を据え置く以外の点で）人事院勧告に準拠し、17年4月にさかのぼって給与増額などを実施すると回答した。差額は18年1月に支給された。

また、徳島大学創立70周年記念事業への寄付金が、事実上の強制になるのではないかと不安の声が寄せられたことから、この点についても意見交換し、「寄付金は当然、強制ではない」との回答を得た。

また、先述の①に関連して、新蔵地区・常三島地区の駐車料金については、反対の声があったことから検討が中断している旨、大学側から報告があった。

組合としては、駐車料金の設定を変更する場合には、蔵本地区の駐車料金が高すぎるだけでなく、駐車場所が確保された教授と、パート職員とが同じ料金だという不公正な実態についても考慮するように求めた。

②については、この時点でも「研究戦略会議にて審査制度などを検討中。検討が終わるまでは防衛装備庁の制度への応募は認めない」とのことだった。

③について、大学側の新たな回答は、産前休暇を8週間とする点については、前向きに検討中。

今年度は、時間外労働の実質8%減を達成した。事務職員については、タイムカードに準じた勤怠管理システムを、平成30年度に試験的に導入、31年度から本格導入の方針。

組合としては、改めて「産前休暇8週間」を18年4月から実施するように求め、また、時間外労働の削減が、申告の削減にならないように配慮を希望した。産前休暇は、18年4月より実施された。

★第二回学長懇談議事要旨はこちら。

<http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/20171206gakuchou.pdf>

#### 【第三回学長懇談】

2018年2月27日、大学側は全学向けに「徳島大学の競争的資金制度等による安全保障技術研究への対応について（依頼）」を配信、「審査基準案」への学内の意見を募った。その「審査基準案」が、「軍学共同研究推進派」として知られる豊橋技術科学大学の審査基準をほぼそのまま引き写したものであったため、組合としては基準案の問題点を指摘する文書を送付すると同時に、学内向けメルマガを配信、大学の意見募集にも回答した。

★第三回学長懇談申し入れはこちら。

<http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/20180328military.pdf>

同申し入れに対して、4月5日に第三回学長懇談を開催し、審査基準案について意見交換を行った。大学側が、「軍事研究は行わない」「防衛装備庁の制度には問題がない」という矛盾する主張を行ったため、その場では激論となったが、後日、全学宛に「防衛装備庁の制度について、今年度は機関承認を行わない」との通知が配信された。

全国の国立大学で、「トップダウン」による一方的な決定と強硬実施が繰り返される中であって、本学では教職員への意見聴取、組合との話し合いが行われ、しかも単に形式的なものではなく、実際に大学の意思決定に影響を及ぼしていることは、これまでの組合活動によって組合と大学の間に一定の信頼関係が構築されていることを示

している。

有期雇用職員の無期転換についても、組合の要望通り学内説明会が行われ、「プロジェクト研究費雇いの人についても最大限、雇用維持に努力する」との説明が行われたことも、そうした信頼関係を示すものである。

今後とも、冷静で合理的な主張を行うことで、大学側との信頼関係を維持、拡大し、大学の改善を実現するように努めていきたい。

★第三回学長懇談議事要旨はこちら。

<http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/20180405gakucho.pdf>

#### 【第一回病院長懇談】

病院関係では、7月18日に病院長懇談、9月12日に看護部長懇談、12月18日には第二回病院長懇談を行った。

第一回病院長懇談では、先述の「要望文書」をもとに、①「夜間看護等手当」の増額、もしくは一時金の支給。②産前休暇を8週間に。また、妊娠中の夜勤免除など、「子育てしやすい制度」の充実。③香川県の労災病院などで実施されている「変形三交代制」の試験的導入。④医員・研修医・修練歯科医にする適切な超過勤務手当の支払い。⑤現在は医師に限定されている「臨床手当」の、歯科医師への支給。これら5点について意見交換を行った。

病院側の回答は、

①財政状況は厳しいが、一時金の支給が可能かどうか検討する、とのことであった（後述の通り、2018年4月分から、夜間看護等手当の増額が実現した）。

②全学的な制度の問題なので、病院としての回答は差し控える、とのことであった。組合としては、「病院としても要望を上げるなど、実現に協力してほしい」と呼びかけた。

③香川労災病院から情報提供を受けて検討中。「6時間」という勤務時間を入れると、週当たり労働時間38時間45分を満すためには、休日が

週1日になるという難点がある。この件については後日、看護部長と協議することを確認した。

④適正な労働時間管理の徹底について指導を行っている。4月、5月には多少の改善がみられる、との回答。その後、データを得て検証したところ、ほとんど改善されていないことが判明した。現時点（2018年6月）までに、**残業代の支給に多少の改善**はみられるものの、支給されている額は、実際の労働時間分には程遠い。労基署が介入するリスクを抱えたままの状態である。

⑤全学的な人件費抑制が求められている中、恒常的な手当の新設は難しい、との回答。組合としては、引き続きの改善を求めた。

★第一回病院長懇談議事要旨はこちら。

<http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/20170718hospital.pdf>

#### 【看護部長懇談】

変形三交代制について検討した。現状の12時間2交代のメリット・デメリットを検討し、変形三交代制にした場合には、「夜勤入りの日を休みに」といった好ましくない対応をしなければ、労働時間の確保等がクリアできないとのことであった。

この件については、病院支部の役員が組合を退会するなど、組合の内部事情の混乱から、検討が停止している。

★看護部長懇談の要点はこちら。

<http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/20170912nurse.pdf>

#### 【第二回病院長懇談】

①「夜間看護等手当」の増額、もしくは一時金の支給、②医員・研修医・修練歯科医にする適切な超過勤務手当の支払い、の二点について、再度の意見交換を行った。

①病院側回答：現在、厚生労働省が概算要求で夜間看護等手当の人事院規則の改正（増額）を財務省に要求している。それが立法化された場合に

は、準拠して増額する。一時金については、今年度は見送る。組合としては、これまで長年要望してきた改善であるため、歓迎するが、自主的な決定でなく、国に言われての決定である点について、「自主的な運営」を心掛けるように申し入れた。

夜間看護等手当については、2018年5月より規則改正が実施された（手当は前月分につけるため、4月の夜勤から対象）。

②病院側回答：電子カルテへのログイン・ログアウト時間による労務管理について、今年度12月か1月より試験的に実施し、時間をかけて検討したうえで、うまくいこうなら本格実施する。組合としては、適切な労務管理システムの導入には賛同するが、事態の緊急性に対して対応が遅すぎる点につき、苦言を呈した。

★第二回病院長懇談議事要旨はこちら。

<http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/20171218hospital.pdf>

その後、「阿波あいネット」（県内医療機関による患者の医療情報の共有システム）への病院関係者の参加が事実上強制になっている」との訴えがあったため、病院長あてに「強制にならないように」との申し入れを行った（2018年3月30日）。

4月11日、病院長から回答があり、「強制等の誤解を招くことのないように、院内において周知徹底」するとのことであった。

★要望文書はこちら。

<http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/20180330awaai.pdf>

★病院長からの回答はこちら。

[http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/20180330awaai\\_answer.pdf](http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/20180330awaai_answer.pdf)

2017年度の主だった成果は本文中にゴシック体で記載したが、改めて列挙すると、下記のとおりである。

●第一回学長懇談の成果

1) 2017年11月17日（@新蔵）、18日（@常三

島）無期雇用転換権についての説明会が開催され、組合の要望通りの内容で説明が行われた。

●第二回学長懇談の成果

2) 17年4月にさかのぼっての人勧準拠の給与改定実施。

3) 徳島大学創立70周年記念事業への寄付金について、「強制ではない」との回答を得た。

4) 新蔵地区・常三島地区の駐車料金の据え置き（検討中断）。

5) 事務職員については、タイムカードに準じた勤怠管理システムを、平成31年度から本格導入する。

6) 18年4月1日：産前休暇を従来の6週間から8週間へ延長を実施。

●第三回学長懇談の成果

7) 2018年4月11日：防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」への機関承認を行わないと決定（学内意見聴取、組合との意見交換という手続きが踏まれていることも大きな成果）。

●病院関係

8) 医員・研修医・修練歯科医の残業代の支給に多少の改善はみられる。

9) 医員・研修医・修練歯科医について、電子カルテへのログイン・ログアウト時間による労務管理を検討する。

10) 2018年4月11日：「阿波あいネット」への参加が強制と誤解されないように周知徹底する」と病院長より回答。

11) 2018年5月1日：夜間看護等手当の増額。

ただし、病院の医員・研修医・修練歯科医への超過勤務手当の適切な支給については、いまだ完全には実現していない。看護師の労働条件の改善も道半ばである。軍学共同研究については、今年度は機関承認を行わないとの結論だが、来年度以降、どのように展開するか予断を許さないため、今後とも組合として随時意見を述べるなどの対応を続けていく必要がある。

こうした点については、「2018年度大学改善の

提案」を行い、来年度も引き続き、学長懇談・病院長懇談を実施していく予定である。

## 2) ネットワークづくり

7月の定期大会前の懇親会、12月の忘年会、8月ビアパーティ、3月送別会、4月新歓パーティと、頻繁に懇親会を開催して交流と情報交換を行った。

徳島労連や医労連より、組合員の相談会や病院長懇談、看護部長懇談に来ていただくなど、協力関係も引き続き良好である。国公労連や徳島労連、医労連など地域の労働団体の活動にも積極的に参加した。(対外活動については「活動の記録」を参照。)

また、未組合員対象のメルマガ「徳島大学教職員労働組合からのお知らせ」は80号を超え、組合活動に対する未加入の教職員の認知度や好感度は確実に高まっている。組合員対象の「中執便り」も80号を越え、組合員の連帯感の向上に大きな役割を果たしている。

メールでの連絡が難しかった看護師組合員には、LINEを活用した連絡網によって、組合活動の紹介や情報共有を進めている。

## 3) 過半数組合づくり

日ごろからの教職員への加入呼びかけや、労働相談への対応、4月の病院オリエンテーションおよび教職員オリエンテーションでの組合説明会などを実施した結果、17年度中(17年7月1日～18年6月30日)に**16名の新規加入**があった。11名の退職、18名の退会、1名の死去があり(合計30名減)、差し引き**14名減少**(ちなみに17年度は16名増加、16年度は8名増)。今後は、着実な組合員増加を目指したい。新規加入者の定着を図るために、4月には新人歓迎パーティを開催し、新人5名の参加があった。今後とも、組合活動の有効性をアピールして、組合員増を実現していくことが必要である。

## 2. 各支部活動報告

### <教職員支部>

教職員支部は、多数の中央執行役員・委員を支部から出している関係で、中央執行委員会と連携して以下のような活動を行った。

#### (1)軍学共同研究について

防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度に関しては、その応募の可否をめぐって大学側の対応に紆余曲折が見られたものの、最終的には「今年度は機関承認を行わない」旨の通知が送付された。他の大学が軍事研究を行わないとの方針を公表し、さらには、研究助成の継続を辞退するといったように、軍事研究とは一線を画す潮流が見受けられる中であって、社会の情勢を踏まえた粘り強い交渉が大学側の慎重な姿勢を引き出したといえる。

#### (2)教員・事務職員の労働条件の改善について

今年度は学長との懇談を3回行い、産前休暇8週間を実現した。これに加えて、懇談の場では、有期雇用職員の無期雇用へのスムーズな転換を求めるとともに、駐車料金の負担配分に見られる不均衡については、利用者の理解を前提としたうえで、これを是正するよう要望した。

#### (3)民主的かつ開かれた合意形成プロセスの構築について

意思決定にあたっては、各種説明会等を開催するよう大学執行部側に要望し、これを実現させた。

#### (4)組合員増への取り組みについて

17年度中には、12名の方が加入された。8名の退職、2名の退会、1名の死去があり、差し引き1名の増加であった。引き続き、組合員増に向けて機会あるごとに勧誘に努めていく。

### <病院支部>

昨年度は病院支部で2人の新規加入に対して、退会が14名、退職が3名。これまで組合役員として中心的に活動してきた方が退会され、それに伴って同じ病棟の看護師が軒並み退会した。病院

支部については、病院長懇談、看護部長懇談によって看護師の労働条件を病院執行部側に認識させ、具体的な改善策について検討するところまで持ってきたにもかかわらず、残念である。また、病院支部独自の懇親会や、全大教の規定以上の人員を出張に送り出すなど、組合会計としても多少無理をして、病院支部の活動振興に取り組んできた。徳島県医労連などからも、現場の意見の取りまとめなどにご尽力いただいていた。

昨年同時期の43名から28名へと組合員数が激減したこと、組合活動を中心的に担って来られた方が退会したり、支部を変更するなどのことがあったため、今回は役員の方の立候補者をそろえることができなかった。また選挙の投票率も低迷して成立せず、再投票となった。

支部の運営体制、あるいは支部組織そのものについて検討する必要がある。

医員・研修医・修練歯科医のうち、歯科については超勤手当がほとんど支給されていない実態について、一昨年度以来、改善を求めているが、現在のところ大幅な改善が見られない。引き続き改善を求めている。

### 3. 活動の記録（ウェブページ参照）

#### <団体交渉・協議事項>

2017.7/12 学長懇談  
 2017.7/19 病院長懇談  
 2017.9/12 看護部長懇談  
 2017.12/6 第二回学長懇談  
 2017.12/18 第二回病院長懇談  
 2018.3/30 「阿波あいネット」登録要請についての申し入れ  
 2018.4/11 病院長からの回答  
 2018.3/1 軍学共同研究の審査基準原案についての学長懇談申し入れ  
 2018.4/5 第三回学長懇談  
 2018.4/17 軍学共同研究に関する質問状  
 2018.5/8 大学側からの回答

#### <対外活動>

- 全国大学高専教職員組合（全大教）
  - 2017.7/8-9 定期大会@東京（今井）
  - 2017.9/9-10 非常勤職員交流集会@京都（中島）
  - 2017.10/28-29 合同地区別単組代表者会議・四国地区連絡会@岡山（藤原）
  - 2017.11/18-19 医科系大学教職員懇談会@東京（藤原）
  - 2018.3/3-4 合同地区別単組代表者会議・四国地区連絡会@小倉（藤原）
  - 2018.6/16-17 中国四国地区教職員研究集会・中国四国地区協議会単組代表者会議@島根（斎藤）
- 徳島県労働組合総連合（徳島労連）&徳島県医療労働組合連合会（医労連）
  - 2017.9/29 医労連定期大会@とくぎんトモニプラザ（野田）
  - 2017.10/1 徳島労連定期大会@国保会館（斎藤）
  - 2018.1/6 2018年国民春闘討論集会@あわぎんホール（斎藤）
  - 2018.2/15 第28回徳島労連中央委員会（斎藤）
  - 2018.3/1 2018年春闘・全労連統一要請行動
- 徳島県国家公務員労組共闘会議（徳島県国公）
  - 2017.10/18 幹事会（斎藤）
  - 2018.1/12 2018年春闘討論集会、定期大会（斎藤）
  - 2018.1/17 幹事会（斎藤）
  - 2018.4/17 幹事会（斎藤）
  - 2018.5/17 幹事会（斎藤）
- 原発からの撤退、自然エネルギーへの転換を求める徳島県連絡会（原発ゼロ徳島連絡会）
  - 2017.7/26, 8/23, 9/27, 10/25, 11/22, 12/27, 1/24, 2/28, 3/28, 4/25, 5/23, 6/27 幹事会（斎藤）
  - 2018.1/28 総会（斎藤）
  - 2018.3/11 3・11集会（斎藤）

## 1. 基本方針

### ●労使関係、労働条件の改善について

- ① 教職員の賃金・労働条件は、組合との団体交渉を誠実にやり決めするという労使関係を確立すること。
- ② 大学病院に勤務する看護師の労働条件を抜本的に改善すること。看護師を充分確保・増員し、7 対 1 看護の体制において、安全で安心して働ける労働環境になるよう看護師の意見を取り入れた職場改善システムを構築すること。
- ③ 事務系の職場や病院において、不払い残業の根絶を始めとして労働基準法など法令を遵守するとともに、労働時間を短縮すること。そのため、労使協議の場を設けること。
- ④ 助教の研究環境の充実と待遇改善を行うこと。また、助教等を全員任期付きとするなどの無限定な任期制の導入は行わないこと。
- ⑤ 教職員の単身赴任手当における対象者規定の見直しを検討し適正な運用になるように改善すること。
- ⑥ 教育研究水準を低下させ、教職員の労働強化を招く人件費削減・人員削減計画については、労働組合と協議し再検討すること。
- ⑦ 教員賃金水準を 5%引き上げて私立大学との格差是正をはかること。職員は国家公務員との給与格差是正のため昇任・昇格等の改善を行うこと。
- ⑧ 教員任期制の導入に際しては、無限定な任期制を行わず、教員任期法に基づき、選択的限定的任期制、本人合意、組合との交渉事項であること等のルールを確立すること。
- ⑨ 年俸制の無限定的な導入を避け、年俸の減額は行わないこと。
- ⑩ 教職員の評価と査定昇給問題について、評価基準が不透明・未成熟な現状では、現行シス

テムの実施上での問題点を調査検討し改善策を提示すること。公正かつ透明性のある評価基準、評価への異議申し立て権の保障、査定のあるり方について組合との交渉事項とすること。

- ⑪ 教職員のワーク・ライフ・バランスを考え、次世代育成支援推進法に基づく実効性ある「行動計画」を教職員の意見を取り入れて改善すること。
- ⑫ 全学の人権委員会が教職員にとって真に相談しやすいものとして機能するように改善すること。

### ●教育研究環境の充実

- ① 授業料等の学生納付金の高額化、教育研究条件の貧困化は、学生の学ぶ権利の侵害であることの認識を共有し、その改善の取り組みを強めること。
- ② 競争的予算配分、学長等の裁量経費への偏った予算配分が基礎的で長期的な教育研究の基盤を壊し、歪めていることを認識し、均衡のある長期的視点から教育研究の推進を助成すること。
- ③ 大学の教育研究のあり方、特性を活かし、「学術の中心として」「深く専門の学芸を教授研究」（学校教育法 83 条）ができるよう財政基盤を整備すること。

### ●大学運営に関すること

- ① 学長選考、理事選任は、民主的ルールに基づき行うこと。具体的には、学長選考は学内構成員による投票制度を維持・尊重すること、学長の理事選任は教育研究評議会の推薦、経営協議会の意見聴取を取り入れること。
- ② 情報公開、透明性の担保の原則を明確にし、役員会、教育研究評議会、経営協議会及び教授会の議事の概要を作成し、公開すること。

- ③ 教育研究の充実、活性化の観点から財政・経営問題を含めて、教育研究評議会・教授会が自治・自律的な機能を十分に発揮すること。経営協議会は教育研究の充実のため、その整備、充実、支援に当たること。
- ④ 教育研究評議会の評議員のうち、国立大学法人第21条第2項の四に規定する「その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員」の指名に際しては、大学を構成する部局その他の教育研究上の重要な組織から選出されたものを含むこと。
- ⑤ 教育研究評議会での審議に付す重要事項は基本的に教授会での審議を経ること。
- ⑥ 教員人事に関しては、教授会・教育研究評議会の議に基づき採用、昇格、降格、異動、解雇等を行うこと。

## 2. 2018年度の活動方針

昨年度に引き続き、私たちは、次に掲げる3つの活動方針で2018年度の組合活動を実施していく。

### 1) 徳島大学を誇りに思い、安心して働ける職場とするよう、教職員の労働条件の改善や地位向上の方策を大学運営者側に提案します

組合員や組合員以外の教職員の声も集めて、大学役員会や各部長等に対して労働条件の改善に向けて団体交渉し、より良い職場になるよう努力する。人事院勧告や政府の人件費抑制策等の動向にも留意して、以下の項目について取り組む。以下の内容を、「2018年度学長・病院長への要望」として大学側にすでに提出している。

#### ① 政府・財界主導の「大学改革」への対応について

- 1) 交付金削減に対する今後の対応につき、引き続き協議を希望します。

- 2) 教員の削減や物件費の削減など、労働環境に大きな影響のある事案につきましては、事前に組合との協議を行ってください。
- 3) 人事管理の「ポイント制」の導入には慎重な判断を求めます。
- 4) 研究部長の選考過程における「意向調査」の廃止には慎重な判断を求めます。

1) 2) 交付金削減や競争資金化への対応として、クラウドファンディングや外部資金獲得推進などの対策を打ち出されていることは前向きに評価していますが、大学には国や地域の文化を高めるといふ、資金獲得にはつながりにくい重要な機能があります。そうした部門の切り捨てや削減につながらぬような学内的な資金配分を引き続きお願いいたします。

3) 先の教授会で、「人事管理のポイント制」の導入を検討している旨、報告がありました。同制度については、すでに導入した他大学では、人事が硬直化するなどの大きな弊害が出ており、見直しを検討している段階のように思われます。他大学の事例をよく検討し、安易な導入をしないように求めます。

4) 同様に、先の教授会で「研究部長選考過程における意向調査の廃止」が検討されていることも報告されました。「トップダウン体制」の安易な導入は現場の参加意識を削ぐものであり、この件についても慎重に検討されることを希望します。

#### ② 軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について

- 1) 軍学共同研究を安易に推進しないよう、慎重な対応を求めます。
- 2) 組合では、軍学共同研究に関するシンポジウムの開催を検討しています。大学側としても共催や協賛するなどして、徳島大学の姿勢を社会にアピールする機会としていただくことを希望します。
- 3) 国歌斉唱については、中国、韓国をはじめ、アジ

ア諸国からの留学生が多数在籍している状況に鑑みた対応を求めます。

1) 今年4月、軍学共同研究についての学内審査基準の原案につき、組合との懇談の後、実施延期という判断となりました。慎重な対応に敬意を表します。防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」については、京都大学が受け入れを認めない方針を示しております。その理由は、同資金が、防衛装備庁側が示す研究テーマを実施するという受託研究であって明らかに「防衛(軍用)装備」の開発が目的であり、防衛装備庁職員の介入が大きいと懸念されているからです。また、北海道大学ではすでに採用された同資金を返上するなどの対応を取っております。本学の審査基準においては、同制度への応募は認めないと明記されることが好ましいと考えます。

2) 先の組合と学長の懇談では、組合は「大学としてシンポジウムの開催を検討するように」と発言しましたが、組合としても積極的に取り組むために、組合主催のシンポジウムの開催を検討しています。大学としても、共催や協賛など関与しやすい形でご参加いただくことを提案します。徳島大学としての姿勢を積極的に社会にアピールし、徳島大学のブランドイメージの向上等の機会とされることを希望します。

3) 国歌斉唱については、今年度の入学式でも実施しませんでした。こちらにつきましても、理性的で諸外国からも尊敬されるような対応を取られることを期待します。

### ③ 教員・事務職員の労働条件改善について

- 1) 現在の給与における地域手当が、国家公務員3%に対して2%となっている点につき、早期の改善を求めます。
- 2) 研究費の過度の傾斜配分は避け、引き続き、全教員に基礎的な研究費を配分することを求めます。
- 3) 年俸制教員の年俸額算定に際して、退職金分が算入されていない点につき、改善を求めます。

4) 事務職員の残業時間が、一部、労使協定の上限時間を超える違法状態となっております。人員の適切な配置、仕事内容の見直しなど、早急な対応を求めます。

1) 国家公務員と比べて地域手当が1%低い状態がすでに3年目となっております。国からの交付金削減による厳しい財政状況ではありますが、1%低い状態を「当たり前」と考えることなく、可能な限り改善の方策を検討いただくことを希望します。

2) 「業績評価による研究費の傾斜配分」は結果として大学全体の研究教育のパフォーマンスを低下させる恐れが高いため、基礎的な研究費は原則的に均等配分とし、インセンティブについては少額の資金もしくは金銭以外の手段を考案、活用することを求めます。

3) 2014年度における、退職前の教員に対する年俸制適用の際には、退職金分が年俸に算入され、退職金に対する所得税の割引分の補填なども含めて若干の手取り増となっておりますが、その後、広く行われるようになった任期付き教員に対する年俸には、退職金分が算入されておられません。これは、かなり大きな待遇の悪化であると思われる。改善を希望します。

4) 現在、昨年度分の「事務の残業データ」の提供を依頼中ですが、昨年度には病院の月当たり残業時間の最大値が136時間、蔵本事務部で101時間、常三島事務部で100時間など、本学における労使協定の上限である75時間を超える値となっております。昨年度の懇談で改善を申し入れましたが、その後の対策や改善状況につき、情報提供と意見交換を希望します。

### ④ 病院職員の労働条件改善について

- 1) 医員・研修医・修練歯科医に対して、適切な超過勤務手当の支払いを行うよう求めます。
- 2) 医員・研修医・修練歯科医に対して、適切な年休付与を求めます。
- 3) 現在は医師に限定されている「臨床手当」を、歯

科医師にも支給することを求めます。

1) 医員・研修医・修練歯科医への適切な超過勤務手当の支給については、すでに最初の要求から2年が経過しておりますが、いまだに適切な支給が行われているとは言えない状況です。国の「働き方改革」の方針により、労働基準法違反に対して厳しい対応が取られている状況を認識いただき、早急な改善を求めます。

2) 医員・研修医・修練歯科医については、年休を希望通りに取れないどころか、年休取得を言い出すこともしにくい状況であるとの訴えがありました。年休付与は労基法に定められた使用者側の義務ですので、適切な対応を求めます。

3) 現在、臨床手当は医師に限定されております。また、支給額も、教授6万円、准教授4万円、講師3万円、助教2万円と、職階が高いほど金額が高くなっております。それに対して、たとえば香川大学では「医師調整手当」という名称で、教授19,900円、准教授29,900円、講師34,800円、助教44,800円と、職階が低いほど多い額の手当をつけております。これは、若年層を優遇して優秀な人材を確保する目的から妥当な措置だと考えます。予算厳しき現状ですが、病院の発展のため、まずは歯科医師にも臨床手当を付けることをご検討ください。

#### ⑤ パート職員・契約職員の労働条件改善について

- 1) パート職員・契約職員の時給を、契約後3年を超えてもアップするように改善を求めます。
- 2) パート職員にも一時金を支給するなど、更なる待遇向上を求めます。

現在、国の「働き方改革」の方針により、正規・非正規の間の格差の是正が求められております。引き続き、有期雇用職員の待遇改善をお願いいたします。

以上が、「2017年度学長・病院長への要望」の内容である。その他、以下の項目につき、これまでどおり活動を継続する。

#### ① 教職員からの相談に対応します。

昨年度に引き続き、ハラスメント、サービス残業など相談に応じ、解決を図る。

#### ② 全大教、徳島労連、徳島県医労連、徳島県国公労連などと連携をとりながら活動に取り組みます。

#### 2) 職域を越えた職場の支援ネットワークとして職員間の交流・学習の機会を提供します

- ① 組合員同士が交流できるように、懇親会をなるべくたくさん開催します。
- ② 徳島労連などのイベントも組合員に紹介し、参加を募ります。
- ③ さまざまな**教研集会**にもなるべく参加者を送り込み、学習や情報収集の機会とします。

#### 3) 過半数組合づくりの取り組みを推進します

加入促進策と、組合活動の広報を中心に、過半数組合の実現のために活動します。

- ① 病院や事務職員の新人オリエンテーションで組合説明会を実施し、加入を呼びかけます。他大学の例を参考に説明会の工夫を重ねます。労働相談や説明会を月一回程度開催します。
- ② 未組合員向けのメルマガ「徳島大学教職員労働組合からのお知らせ」、組合員向けの「中執便り」の配信を継続します。病院向けに、「あしたば」の発行を継続します。また、LINEを活用した連絡網を使って看護師組合員の間での情報の共有を進め、組合活動の成果や意義を理解していただけるように努めます。
- ③ 事務職員、病院、加入者の少ない部局、非常勤職員・ポスドクなど多方面に積極的な組合加入の促進を展開します。

徳大労組第15回定期大会

第4号議案 2017年度会計決算報告の件

第5号議案 2018年度会計予算の件

2017年度(2017年6月-2018年5月)一般会計決算報告  
2018年度(2018年6月-2019年5月)一般会計予算案

収入の部					
費目	備考	2018年度予算	2017年度予算	2017年度決算	差額(決算-予算)
前年度繰越金	※通帳・現金	373,802	497,564	497,564	0
組合費	常勤職員組合員82名, 非常勤職員組合員22名	2,300,000	2,300,000	2,278,800	-21,200
共済・基金等からの繰入金		100,000	0	0	0
旅費	※全大教組合費と相殺	250,000	400,000	211,792	-188,208
旅費・交通費補助	※全大教中国四国地区協議会, 医労連より	25,000	34,000	25,820	-8,180
その他(利息)		0	20	2	-18
その他(寄付金・雑収入)		0	3,000	10,000	7,000
<b>収入合計</b>		<b>3,048,802</b>	<b>3,234,584</b>	<b>3,023,978</b>	<b>-210,606</b>
支出の部					
費目	内訳	2018年度予算	2017年度予算	2017年度決算	差額(予算-決算)
加盟団体組合費	全国大学高専教職員組合組合費	1,111,000	1,250,000	1,256,200	-6,200
	徳島県労働組合総連合会費	150,000	130,000	150,000	-20,000
	徳島県医療労働組合連合会会費	48,600	50,000	48,600	1,400
	徳島県国家公務員労組共闘会議加盟費	29,520	35,000	34,200	800
	四国地区大学高専教職員組合連絡会分担金	27,930	30,000	0	30,000
<b>小計</b>		<b>1,367,050</b>	<b>1,495,000</b>	<b>1,489,000</b>	<b>6,000</b>
出張費	遠隔地出張費	400,000	600,000	333,886	266,114
	市内近郊出張費	200,000	120,000	151,920	-31,920
<b>小計</b>		<b>600,000</b>	<b>720,000</b>	<b>485,806</b>	<b>234,194</b>
活動費	会議費	70,000	75,000	69,768	5,232
	通信費	40,000	105,000	64,478	40,522
	消耗品費	10,000	10,000	15,789	-5,789
	印刷費	25,000	30,000	0	30,000
	アルバイト人件費	20,000	50,000	29,538	20,462
	資料費	10,000	3,000	0	3,000
	研修費	30,000	10,000	0	10,000
	文化・レクリエーション費	150,000	120,000	185,606	-65,606
<b>小計</b>		<b>355,000</b>	<b>403,000</b>	<b>365,179</b>	<b>37,821</b>
地区活動費(支部費)	常三島地区活動費(教職員支部費)	30,000	30,000	0	30,000
	蔵本地区活動費(病院支部費)	30,000	30,000	0	30,000
<b>小計</b>		<b>60,000</b>	<b>60,000</b>	<b>0</b>	<b>60,000</b>
共闘費	原発撤退・エネ転換を求める徳島連絡会会費	5,000	5,000	5,000	0
	徳島労連旗開き・国民春闘討論集会参加費	7,000	1,000	0	1,000
	その他	20,000	15,000	3,000	12,000
<b>小計</b>		<b>32,000</b>	<b>21,000</b>	<b>8,000</b>	<b>13,000</b>
その他	事務室整備費	50,000	130,000	99,225	30,775
	事務室電気料金	15,000	15,000	12,810	2,190
	慶弔費	150,000	80,000	180,000	-100,000
	労災保険料	100	200	96	104
	使途不明金	0	0	4,628	-4,628
	金融機関手数料	6,000	3,000	5,432	-2,432
	予備費	413,652	307,384	0	307,384
<b>小計</b>		<b>634,752</b>	<b>535,584</b>	<b>302,191</b>	<b>233,393</b>
<b>支出合計</b>		<b>3,048,802</b>	<b>3,234,584</b>	<b>2,650,176</b>	<b>584,408</b>
<b>差引残高</b>				<b>¥373,802</b>	

2017年度 組合基金の現況			
	2016年度決算	2017年度決算	備考
出資金 (A)	200,000	200,000	
定期預金 (B)	1,323,461	1,323,899	今期利息=438
普通預金			
繰越金	78,572	91,225	
出資配当金	4,775	4,775	
利用配当金	7,877	8,646	
利息	1	0	
組合一般会計へ繰入	0	0	
小計 (C)	91,225	104,646	
合計=(A)+(B)+(C)	1,614,686	1,628,545	

2017年度 教職員共済生協大学事業所関係決算報告

収入の部			
	2016年度決算	2017年度決算	備考
前年度繰越金	273,084	332,272	
事務委託手数料	59,181	57,805	
会議旅費	0	0	
利息	7	2	
その他	0	0	
計	332,272	390,079	

支出の部			
	2016年度決算	2017年度決算	備考
組合一般会計へ繰入	0	0	
会議旅費支給	0	0	
その他	0	0	
計	0	0	

2017年度末残高 390,079

「特別会計」残高合計=¥2,018,624

## 監査報告書

徳島大学教職員労働組合の平成 29 年度の事業執行状況及び会計・財政状況について、同組規約第 20 条に基づき監査委員会を開催し、監査を実施しました。以下にその監査結果を報告します。

監査日：平成 30 年 6 月 8 日（金） 10 時開始  
監査場所：徳島大学総合科学部 1 号館国際教養コースゼミ室

監査日：平成 30 年 6 月 8 日（金） 18 時開始  
監査場所：徳島大学総合科学部 1 号館国際文化コースゼミ室 1

## 監査所見

平成 29 年度における事業報告、収入、予算執行計画及び実施状況について、各支部の出納帳・伝票・預金通帳・領収書台帳などにより監査を実施しました。その結果、それぞれがおおむね適正に執行され、表示されていることを確認しました。

徳島大学教職員労働組合 監査委員会

監査 中村 豊 

監査 熊坂 元大 

## 附帯意見

領収書の不備などの問題が数件見られましたが、これは一件をのぞいて、前年度からの引継ぎに時間を要したことで、確認作業が困難になったためだと思われます。今後、翌年度への引継ぎは早期に行うことを求めます。

また、残る一件については、懇親会補助費一件 41,230 円について、飲食店からの適切な領収書が添えられていませんでした。

今後は、必要書類について組合員に周知徹底することを求めます。

**提案の骨子：現「病院支部」を廃止する。**

理由：今年度の組合役員等の選挙に際し、病院支部からは書記次長・中央執行委員・選挙管理委員の候補者が立たなかった。また、選挙の投票率も低迷し、既定の投票率に満たなかったため、再投票となった。病院支部を独立の支部として運営していくのが困難な状況である。

**1. 支部組織の編成案**

第一案：事業所別の二支部（「常三島支部」と「蔵本・新蔵支部」）とする。

メリットとしては、組織の単位と事業所が一致しておりわかりやすい。デメリットとしては、蔵本地区・新蔵地区の組合員は人数が少ないので、再編後も立候補者が立たない可能性がある。事務職員の場合、事業所をまたいだ異動があるので、そのたびに所属支部を変更することになる。

第二案：全体を一支部とする。

メリットは、選出すべき役員数が減少し、立候補者が立たない事態が起こる可能性が大幅に減少する。デメリットは、役員数が減ることは、民主的な運営という観点からは好ましくない。

2017 年度中央執行委員会では、可能性として上記二案を検討したが、最終的な決定は大会での議論に付託したい。また、下記の「発足時期」「新支部体制での選挙」についても、大会での議論に付託したい。

なお、組合規約には、「第四条 組合に支部をおく」「各支部は、大会の議決によって設置され

とあるだけで、具体的な規定がないため、規則改正は必要ではない。

**2. 新支部組織発足の時期**

第一案：今回の定期大会をもって発足する。

メリットは、手続きとしてわかりやすい。デメリットとしては、今年 5 月、6 月に新しく選出された役員は旧支部体制の枠で選挙されているため、その正当性について異論がありうる。この点については 3. を参照。

第二案：2018 年度は旧支部体制とし、19 年度から実施する。メリットは、新しく選出された役員が 18 年度の活動を行うことの正当性に異論がない。デメリットは、書記次長も中央執行委員も欠員のままに病院支部が活動することには異論がありうる。この点については 3. を参照。

**3. 2018 年度、19 年度の役員等選挙について**

★18 年 7 月から新支部体制を発足させる場合。

第一案：7 月中に、新支部体制での選挙を行う（全体選出の正副委員長・書記長・会計等は除く）。メリットは、手続きとしてわかりやすい。デメリットは、一般組合員への負担となる。

第二案：18 年 7 月から新支部体制を発足させるが、新支部体制での選挙は来年度からとする。メリット・デメリットは第一案の逆になる。

★19 年 7 月から新支部体制を発足させる場合。

第三案：19 年 7 月から新支部体制を発足させ、新支部体制での選挙は来年度からとする。

参考：支部の再編パターンによる役員等の定員の変化

現支部体制

	教職員支部	病院支部	常三島支部	蔵本新蔵支部	増減	一支部	増減
現員数	91	28	73	46		119	
委員長	1		1		0	1	0
副委員長	1		1		0	1	0
書記長	1		1		0	1	0
会計	1		1		0	1	0
監査	2		2		0	2	0
書記次長	1	1	1	1	0	1	-1
中央執行委員	2	1	2	1	0	3	0
選挙管理委員	2	1	2	1	0	3	0
中央委員	5	2	4	3	0	5	-2
大会代議員	10	3	8	5	0	10	-3

増減なし

合計-6

今年度候補者なし

## 徳島大学教職員労働組合同規約

(前 文)

私たちは大学に働く教育研究労働者として、日本国憲法を尊重し、経済的、社会的、文化のおよび政治的地位の向上を目指す。

私たちは研究・教育の自由の確保と医療の充実、教育の民主化に努力する。

私たちは組合を民主的に運営し、信義と友愛の精神で固く団結する。

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第一条 この組合は徳島大学教職員労働組合（略称「徳大労組」、以下「組合」）という。

(組合員)

第二条 組合は、徳島大学職員等、及びNPO 法人あゆみ保育園職員であって、自ら組合に加入することを選び、徳島大学教職員労働組合同規約（以下「規約」という）に従う者をもって組織する。ただし、以下の者は組合員となることはできない。従前に組合員であった者は以下の役職任用期間は2で定める賛助会員の扱いとする。

① 教員

役員並びに教育研究評議会に参加する以下の教員：学部長、研究科長、研究所長、図書館長、共同利用教育研究施設長、評議員 等

② 病院関係

役職手当が支払われる以下の職員  
附属病院長、看護部長、副看護部長 等

③ 行政職

総務部の部長、次長、課長（同等の職位）以上の職にある者、および人事担当職

④ NPO 法人あゆみ保育園

園長の職にある者

2. この組合の趣旨に賛同する者を、中央執行委員会の承認を経て、賛助会員として受け入れることができる。賛助会員は、各種議決権、組合役員選挙権、同被選挙権、団体交渉への参加など、労働組合法上の権利を行使することはできない。

(事務所)

第三条 組合は事務所を徳島県徳島市蔵本町2丁目五十番地および徳島市南常三島町1-1徳島大学内におく。

(支 部)

第四条 組合に支部をおく。

2 各支部は、大会の議決によって設置され、この規約の精神に基づき、この規約の範囲内でそれぞれの支部規約その他必要な規則を定める。

(職種階層別部会)

第五条 組合に職種階層別部会（以下「部会」という）をおくことができる。

2 部会は大会の議決によって設置され、規約の精神に基づき、規約の範囲内でそれぞれの部会規約その他必要な規則を定める。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第六条 組合は、組合員の団結および相互扶助により勤務条件を維持改善することを主たる目的とし、その経済的、社会的、政治的および文化的地位の向上をはかり、あわせて大学における教育・研究・医療の充実発展、および大学の民主化の徹底を期することを目的とする。

(事 業)

第七条 組合は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- ① 組合員の賃金、労働時間、その他の労働条件の改善に関する事。また、職員の意に反する不利益処分に関する審査を大学当局等に対し請求すること。
- ② 学問、思想の自由、教育、研究、医療の充実発展、および大学の民主化に関し大学当局等に対し要求すること。
- ③ 組合員の共済および福利の増進に関する事。
- ④ 組合員の教養、技能の向上および健康の増進に関する事。
- ⑤ 組合員のレクリエーションに関する事。
- ⑥ 機関紙を発行すること。
- ⑦ その他、組合の目的達成に必要な事項。

## 第 3 章 組織及び機関

(機 関)

第八条 組合に次の機関をおく。

大会、中央委員会、中央執行委員会、監査委員会および選挙管理委員会。

(大 会)

第九条 大会は組合の最高議決機関であって代議員で構成する。

2 定期大会は、原則として毎年六月に中央執行委員長が招集する。

ただし、次の場合は、臨時に招集しなければならない。

- ① 中央執行委員会が必要と認めたとき。
- ② 中央委員会の議決があったとき。
- ③ 監査委員会が組合財産の状況について招集を要求したとき。
- ④ 組合員の二〇分の一以上が討議事項を示して要求したとき。
- ⑤ 二支部以上が討議事項を示して要求したとき。

- 3 大会の議長および書記は出席代議員の互選により選出する。
- 4 各支部は大会代議員を、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出する。
- 代議員数は次のように定める。

支部組合員数	代議員数
1～10	1
11～20	2
21～30	3
31～40	4
41～50	5
51～60	6
61～70	7
71～80	8
81～90	9
91～	10

代議員数の上限は一〇名とする。

具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。

- 5 大会には中央執行委員会役員は出席しなければならない。中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならないが議決に参加することはできない。

(大会の審議事項)

第十条 次の事項は大会で審議決定しなければならない。

- ① 組合規約の制定および改廃。
- ② 組合経費の予算および決算の承認。
- ③ 争議行為の開始に関する承認。
- ④ 同盟罷業に関する事項
- ⑤ 中央執行委員会役員および監査委員の選出。
- ⑥ 組合員の上部団体役員就任の承認。
- ⑦ 他の組合、団体との連合、それへの加入およびそれからの脱退。
- ⑧ 運動方針の決定および事業報告。
- ⑨ 組合員および役員のカラ。
- ⑩ 組合基金の流用および重要な組合資産の処分。
- ⑪ 資金の借り入れについて
- ⑫ 支部、部会の設置および廃止。
- ⑬ その他組合員を拘束する重大な事項。

(大会の成立)

第十一条 大会は代議員総数の過半数の出席で成立する。前条の第二、第三、第五、第六、第七、第八、第十二、第十三号については出席代議員の過半数の賛成で成立し、第一、第四、第九、第十号、第十一については直接無記名投票

で代議員総数の過半数の賛成を必要とする。第五号は選挙細則に定める。ただし第一および組合員の二〇分の一以上の直接投票の要求があった事項に関しては、前段の手続きをしたのち全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって全組合員の過半数の賛成を必要とする。

(中央委員会)

第十二条 中央委員会は大会につぐ議決機関であって、中央委員をもって構成する。

2 中央委員会は、中央執行委員長が以下の場合に招集する。

- ① 中央執行委員会が必要と認めたとき。
- ② 中央委員の五分の一以上が討議事項を示して要求したとき。

3 中央委員会の議長等は中央委員の互選により選出する。

4 中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならない。

(中央委員会の審議事項)

第十三条 中央委員会は次の事項を審議決定する。

- ① 運動方針の具体化に関する事項。
- ② 大会の議決により委任された事項。
- ③ 労働協約の締結に関する事項。
- ④ 争議行為の開始に関する事項。
- ⑤ その他中央執行委員会または中央委員会が審議することを必要と認めた事項。

(中央委員の選出)

第十四条 中央委員は支部ごとに、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出される。

委員数は次のように定める。

支部組合員数	委員数
1～20	1
21～40	2
41～60	3
61～80	4
81～	5

委員数の上限は五名とする。

2 具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。

(中央委員会の成立)

第十五条 中央委員会は中央委員の三分の二以上の出席で成立する。

2 議事の決定は原則として出席者の過半数の賛成で成立する。

(中央執行委員会)

第十六条 中央執行委員会は、組合の中央執行機関であつて、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長および各支部選出の中央執行委員をもって構成する。

2 中央執行委員会は大会および中央委員会の議決を執行し、また、その他の緊急の事項を処理してこれに関し大会および中央委員会に責を負う。

3 中央執行委員会は必要に応じて中央執行委員長が招集する。

ただし、各中央執行委員会役員は審議事項を示して中央執行委員会の招集を要求することができる。

4 中央執行委員長は中央執行委員会の議長となる。

5 中央執行委員会においては、委員会が認める者をオブザーバーとして参加させることができる。

(中央執行委員会の審議事項)

第十七条 中央執行委員会は、次の事項を審議決定する。

① 大会および中央委員会の議決に基づき、組合の業務執行に必要な事項。

② 大会および中央委員会に提出する事項。

③ その他中央執行委員会みずからが組合の業務遂行上必要と認めた事項。

(中央執行委員会の成立)

第十八条 中央執行委員会は中央執行委員会役員の過半数の出席で成立する。

2 議事の決定は原則として出席者の過半数の賛成で成立する。

(中央執行委員会のもとにおく組織)

第十九条 中央執行委員会のもとに、書記局ならびに必要に応じて専門部会をおく。各部会には必要に応じて部長および部員をおく。中央執行委員会は必要のあるときは、臨時に特別専門委員会を設けることができる。

2 書記局は、書記長、書記次長および書記局員をもって構成し次の事務を行う。

① 組合経費の予算案の編成、予算の執行、決算書の作成その他会計経理に関すること。

② 組合員名簿に関すること。

③ 用度の調達、物品の保管、払出しおよび事務所の管理その他庶務に関すること。

④ 各種の会議の準備および議事録の作成に関すること。

⑤ その他書記局事務に関すること。

3 書記局および各部会の内部組織は、別に定める。

(監査委員会)

第二十条 監査委員会は、次の業務を行う。

① 組合の資産および会計を年一回以上監査し、中央執行委員会から決算の報告をうけ、その結果を決算報告が行われる大会に報告する。不正を発見したときは中央委員会または大会に報告する。

② 組合財産の状況について中央執行委員会に対し、臨時に大会の招集を要求することができる。

(選挙管理委員会)

第二十一条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

① 選挙の公示に関すること。

② 立候補の受理審査および候補者氏名の発表に関すること。

③ 投票および開票の管理ならびに立会人の指定に関すること。

④ 投票の有効無効の判定および当選者の発表に関すること。

⑤ その他選挙管理に必要な事項。

## 第 4 章 役 員

(役 員)

第二十二条 この組合に次の役員をおく。

中央執行委員長 一名

中央副執行委員長 一名

書記長 一名

書記次長 各支部から一名

会計 一名

支部選出中央執行委員 第二十三条4で定める人数

監査委員 二名

選挙管理委員 支部選出中央執行委員と同じ人数

2 中央執行委員長はこの組合を代表し、組合の業務を統轄する。

3 中央副執行委員長は、中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 書記長は、書記局の長として中央執行委員長を補佐し、組合の一般事務を処理する。

5 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときはその職務を代行する。また、書記次長は支部において支部長として支部の組合活動の統轄を行う。

6 会計は、組合の会計事務を処理する。

7 監査委員は、監査委員会を組織し、その業務を分担する。

8 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員の選挙業務を執り行う。

(役員選挙)

第二十三条 この組合の役員は大会で各役職を指定して選出される。

2 中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員は、自由に立候補した組合員の候補者の中から全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって選出されなければならない。

3 前項の選挙は選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員会の構成その他選挙に関する必要な規定は別に定める。

- 4 支部選出中央執行委員は支部ごとに、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出される。  
委員数は次のように定める。  
組合員が五〇名以下の支部一名  
組合員が五一名以上一〇〇名以下の支部二名  
組合員が一〇一名以上の支部三名  
また、中央執行委員長が必要と認めた者を、中央執行委員として加えることができる。
- 5 具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。
- 6 任期途中で役員が転出又は退職した場合は、中央執行委員会の推薦により中央委員会の承認を得ることで後任役員を選出する。

(役員任期及び兼任)

- 第二十四条 役員任期は一カ年とする。ただし重任をさまたげない。  
任期途中の役員が転出又は退職により、中央執行委員会で推薦され就任した役員任期は、前任者の残りの期間とする。
- 2 役員は任期満了後であっても、後任が就任するまでその職務を行うものとする。
  - 3 役員は他の役員地位を兼ねることができない。

(専従役員)

- 第二十五条 中央執行委員会は第二十二条に規定する役員のうち若干名を専従役員とすることができる。

(特別執行委員)

- 第二十六条 この組合に、特別執行委員を若干名おくことができる。
- 2 特別執行委員は、中央執行委員会の推薦をえて、組合が加入する上部団体役員に選出された者であって、第二十三条第2項の手続きによって中央執行委員に選出されていない組合員のうち、上部団体の役員が就任が大会で承認された者とする。
  - 3 特別執行委員は、必要に応じて中央執行委員会に参加することができる。ただし、議決権を有しない。また、特別執行委員の出席の有無は、中央執行委員会の成立要件にはかかわらない。
  - 4 特別執行委員の任期は、当該上部団体の役員任期によるものとする。

(組合職員)

- 第二十七条 中央執行委員会は書記などの組合職員をおくことができる。その待遇に関しては別に定める。
- 2 組合職員は、書記長の指示により業務に従事する。

## 第5章 会計

(経費)

- 第二十八条 この組合の経費は、組合費、寄付金

およびその他の収入をもってあてる。

- 2 この組合の予算および会計経理について、必要な手続は別に細則で定める。
- 3 組合費は別規約に定める。
- 4 寄付金の授受は中央委員会または大会の承認を要する。

第二十九条 この組合の会計年度は毎年六月一日に始まり、翌年五月三十一日に終る。年一回、定期大会には組合員によって委嘱された職業的資格のある会計監査人による正確であることの証明を付して、会計報告を行わなければならない。

## 第6章 組合員

(加入及び脱退)

- 第三十条 この組合に加入しようとする者は、原則として支部を経由して中央執行委員会に加入申込書を提出し組合員名簿に登録されなければならない。ただし、特別の場合は加入申込書を直接中央執行委員会に提出することができる。
- 2 この組合を脱退しようとする者は、その理由を明らかにし、中央執行委員会に届けなければならない。
  - 3 大会の議決により除名された者は、大会の承認により組合員の地位を回復する。また組合費の滞納により除名された者は、滞納組合費を完納することにより、組合員の地位を回復できる。
  - 4 この組合の趣旨に賛同する者を、中央執行委員会の承認を得て、賛助会員として受け入れることができる。ただし、賛助会員は、組合員としての権利を付与されない。

(専従役員組合員)

第三十一条 組合員でないものが第二十二条の役員に立候補しようとするときは、選挙管理委員会に届出て承認をうけなければならない。

(組合員の権利及び義務)

- 第三十二条 組合員は、労働組合のすべての活動に参加する権利、及び均等の取扱いを受ける権利を有する。
- 2 組合員は、以下の権利を有する。
    - ① 各自平等に役員および中央委員を選挙し、またこれらについて選挙されて就任すること。
    - ② 大会、中央委員会、中央執行委員会および選挙管理委員会等に自由に意見を申し出ること。
    - ③ 会計書類を閲覧し、会計監査の公表を要求すること。
    - ④ 組合の管理する各種の施設を利用し、各種の催し物に参加すること。
    - ⑤ 組合活動によって不利益を受けたときは、救援を受けること。
    - ⑥ 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によってその資格を奪われないこと。
  - 3 組合員は、以下の義務を有する。
    - ① 大会、中央委員会および中央執行委員会の

議決に従うこと。

② 大会で定める組合費その他の費用を納入すること。

(制 裁)

- 第三十三条 組合員であつて、規約に違反し、もしくは組合の統制を乱し、または組合員の名誉を汚した者は大会の議決により、権利の停止、または除名される。
- 2 役員であつて不適任と認められる者は、大会の議決によって解任される。
- 3 前二項の場合、大会は、書面による請求にもとづき大会が指名する査問委員会または中央執行委員会に、事実の調査と制裁を提案させる。また大会は制裁を受けようとする者の弁明を聴取してからでなければそれを議決してはならない。
- 4 第一、第二項の制裁を受けた者が決定に不服のある場合は、1ヶ月以内に大会に抗告を行うことができる。  
ただし、除名にあつては、組合員の五分の一以上の者がその措置を不当と認め請求したときは、大会において再審議する。
- 5 組合員であつて一年以上組合費を滞納した者は完全資格組合員と認めず組合員としての権利を停止される。  
滞納組合費を完納したときは、権利を回復する。

## 第 7 章 解 散

(解 散)

第三十四条 組合を解散しようとする場合は、全組合員の直接無記名投票による全組合員の過

半数の同意によらなければならない。

## 第 8 章 雑 則

(規約の改正)

- 第三十五条 改正の発議は、中央執行委員会および各支部または組合員の二〇分の一以上の連署によって行うことができる。
- 2 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の十五日前までに書記局に提出しなければならない。

(細 則)

第三十六条 中央委員会は、規約の実施に必要な細則を定めることができる。

(組織財産の継承)

第三十七条 本組合は、二〇〇四年三月三十一日までの職員団体としての「徳島大学教職員組合」の組織および財産すべてを受け継ぐものとし、その内容に関しては細則に定める。

附則 規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。この規約は二〇〇九年七月十八日に一部改正し、二〇〇九年七月十八日より施行する。この規約は二〇一二年六月三〇日に一部改正し、二〇一二年六月三〇日より施行する。この規約は二〇一三年六月二九日に一部改正し、二〇一三年七月一日より施行する。この規約は二〇一六年七月二日に一部改正し、二〇一六年七月二日より施行する。

## 徳島大学教職員労働組合 組合費規約

第一条 本規約は徳島大学教職員労働組合（以下「組合」という）組合員の組合費を定めるものである。

第二条 組合員とは、徳島大学職員等およびNPO法人あゆみ保育園職員であって、自ら組合に加入することを選び、徳島大学教職員労働組合規約（以下「規約」という）に従う者をいう。

2 また、この組合の趣旨に賛同する者を、中央

執行委員会の承認を経て、賛助会員として受け入れることができる。賛助会員の会費については、組合員と同様に取り扱うこととする。

（組合費）

第三条 組合員は一月の組合費として以下の金額を当該月の月末までに納入しなければならない。

職種	年齢 (ただし、事務職員等・看護師としての最初の就職が30歳以上であった場合は、実年齢から10歳引いた年齢。)		
	20代	30代	40代以降
教員（特任教員・特任研究員を含む）	2,000円		
事務職員・技術職員・技能職員	800円	1,600円	2,000円
看護師	1,000円	1,700円	2,000円
パート職員（短時間勤務の再雇用職員を含む）	600円		
契約職員（医員・研修医・フルタイム勤務の再雇用職員を含む）	1,000円		
任期付医療技術職員			
非常勤講師	200円		
個別契約	応談（600～2,000円）		

2 ただし産前産後休業、育児休業、介護休業を取得するなどして1月以上無給となる場合は、組合費の納入を免除される。その際、無給となる期間が30日以上60日未満の場合は1月分を、60日以上90日未満の場合は2月分を免除し、以下同様に算定することとする。

（制裁）

第四条 組合員であって、第三条2に定める事情を除き、1年以上組合費を滞納した者は組合員としての権利を停止される。ただし、滞納組合費の納入を開始したときは、権利を回復できる。

（規約の改正）

第五条 改正の発議は、中央執行委員会および各支部または組合員の二十分の一以上の連署に

よって行うことができる。

2 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の十五日前までに書記局に提出しなければならない。

3 改正の議決は大会参加者の三分の二以上の賛成を以て行う。

附則 本規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。（二〇一〇年六月二十六日 一部改正。2012年6月30日一部改正、2012年1月1日より施行。2013年6月29日一部改正、2013年7月1日より施行。2014年6月28日一部改正、7月1日より施行。）

# 徳島大学教職員労働組合役員選出規定

## 第1章 総 則

第1条 徳島大学教職員労働組合同規約（以下単に規約と言う）第22条および第23条に基づき、本規定を定める。

第2条 本規定は組合役員（中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員）の選挙もしくは選出、決定について適用する。

## 第2章 組合役員選挙

第3条 中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙監理委員の選出は、規約第23条に基づき、全組合員の直接無記名の投票により行なう。ただし、選挙管理委員会が必要と認めた場合のみ、電子メール等による投票を行うことができる。

第4条 選挙に関わる業務は選挙管理委員が行なう。

2. 選挙管理委員会は、第3条に規定された選挙によって選出された選挙管理委員で構成する。

3. 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選により選出する。

第5条 選挙管理委員会は委員長がこれを召集し、その運営は規約第21条に準拠する。

第6条 選挙管理委員会は、規約第21条に規定された次の業務を行なう。

- (1)選挙公示に関すること。
- (2)立候補の受理、審査および候補者氏名の発表に関すること。
- (3)投票および開票の管理ならびに立会人を指定すること。
- (4)投票の有効、無効および当選者の発表

に関すること。

(5)その他、選挙管理に必要な事項。

第7条 選挙の公示は投票開始日の14日前までに行なう。

第8条 立候補者を推薦するときは、本人の承認を得て、決められた推薦立候補届に所定の事項を記入して、公示日から投票開始日の7日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第9条 選挙に立候補する組合員は、決められた立候補届に所定の事項を記入して、公示日から投票開始日の7日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 推薦立候補者および立候補者の数が各役員の定数を越えたときは、定員1名のみは単記で、定員2名以上のものについては2名以上の連記で投票する。

第11条 選挙および信任投票は組合員の有権者総数の3分の2以上が投票することにより成立する。

2. 選挙および信任投票が成立しない場合は、改めて投票のやりなおしを行なう。

第12条 選挙の当選者は、有効投票の多数を得たものから順次決定する。投票同数の場合は、そのものについて決戦投票を行なう。

第13条 信任投票の場合には、有効投票の過半数の支持により信任されたものとする。

## 第3章 中央執行委員の選出

第14条 中央執行委員の選出は、規約第23条4項の規定にしたがって支部ごとに行ない、大会において承認を求めものとする。

## 徳島大学教職員労働組合出張費規定

1. 徳島大学教職員労働組合（以下「組合」という。）が支給する出張費について以下の通り規定する。
    - 1) 遠隔地出張費 組合が加盟あるいは連携している団体（全大教、同四国地区連絡会、医労連、教職員共済生協等）の会議、集会、共同行動等に参加するため、組合員が遠隔地へ出張するための費用。
    - 2) 市内近郊出張費 組合員が徳島市内（通常の勤務地区以外の場に限る。）および近郊で開催される組合または徳島労連の会議、集会、大学側との交渉等に参加するための費用。ただし徳島大学常三島地区・新蔵地区間など徒歩圏内の移動は対象外とする。

なお、「遠隔地」か「近郊」かの判断は、その都度中央執行委員会が行う。
    - 3) 市内近郊出張費は、市内近郊交通費とする。ただし、日当を支給することができる。
    - 4) 往復交通費は、鉄道（片道 50 km を超える場合は特急）の運賃により計算し、往復割引および乗継割引を適用する。ただし、バスを利用することがより合理的である場合は、その運賃の実額を支給する。また、東京、新潟または福岡以遠の地域については航空機を利用することができる。航空運賃は出張日時点の正規運賃の 70% を支給する。ただし急に出張する必要が生じるなど、やむを得ない事情のある場合は、上記の計算方法によらず、実額を支給することができる。
    - 4) 現地交通費は 1 日につき 2,000 円とする。
    - 5) 宿泊費は 1 泊 9,000 円とする。
    - 6) 日当は 1 日 3,000 円、半日 1,500 円とする。

ただし出張先での実質拘束時間が 2 時間超 6 時間以下の場合半日分を、同じく 6 時間超 10 時間以下の場合 1 日分を支給し、以下同様に算定することとする。
    - 7) 市内近郊交通費は 1 日につき一律 800 円とする。ただし、実額が 800 円を超えるときは、実額を支給することができる。
    - 8) 乗用車を利用する場合は、3) にしたがって鉄道運賃またはバス運賃の実額を支給する。
  2. 出張費の支給額については以下の通りとする。
    - 1) 遠隔地出張費は、往復交通費、現地交通費、宿泊費および日当の合計額とする。
    - 2) 市内近郊出張費は、市内近郊交通費とする。
    - 3) 往復交通費は、鉄道（片道 50 km を超える場合は特急）の運賃により計算し、往復割引および乗継割引を適用する。ただし、バスを利用することがより合理的である場合は、その運賃の実額を支給する。また、東京、新潟または福岡以遠の地域については航空機を利用することができる。航空運賃は出張日時点の正規運賃の 70% を支給する。ただし急に出張する必要が生じるなど、やむを得ない事情のある場合は、上記の計算方法によらず、実額を支給することができる。
    - 4) 運賃の改定、交通手段の変更があった場合は、それに応じて出張費を算出する。
    5. 会議や集会等にとまなう懇親会の会費は基本的に自己負担とする。ただし、情報交換会等の形で会議や集会等のプログラムに懇親会が組み込まれている場合は、中央執行委員会で審議し、出張旅費に懇親会参加費を加えることができる。
  3. 出張費の管理は中央執行委員会が行う。
  4. 運賃の改定、交通手段の変更があった場合は、それに応じて出張費を算出する。
  5. 会議や集会等にとまなう懇親会の会費は基本的に自己負担とする。ただし、情報交換会等の形で会議や集会等のプログラムに懇親会が組み込まれている場合は、中央執行委員会で審議し、出張旅費に懇親会参加費を加えることができる。
- 附則: この規定は 1996 年 6 月より施行する。2009 年 7 月 18 日に一部改正し、2009 年 3 月 25 日より施行する。2012 年 6 月 30 日に一部改正し、2012 年 1 月 1 日より施行する。2014 年 6 月 28 日に一部改正し、2014 年 7 月 1 日より施行する。

## 徳島大学教職員労働組合慶弔規定

1. 組合員の慶弔事に当たっては次の各号を基準として支出を行う
  - A：慶事
    - 1) 本人の結婚 10,000 円
    - 2) 本人および配偶者の出産 5,000 円
  - B：弔事
    - 1) 本人の死亡 20,000 円
    - 2) 配偶者の死亡 10,000 円
    - 3) 一親等の親族の死亡 5,000 円
  - C：病気（事故を含む）  
21 日以上勤務できない場合または 7 日以上  
上の入院 5,000 円
  - D：転退職
    - 1) 定年退職（早期退職制度利用者を含む）  
10,000 円
    - 2) 上記以外の転退職 5,000 円
  - E：上記以外の不慮の災害など 1 万円以内  
で四役が決定
2. 支出の管理は中央執行委員会が担当する。上記の支出に際しては記録帳簿を作成するものとし、領収書の添付は原則として求めない。
3. この規定は 1996 年 6 月より実施する。  
  
(1996 年 6 月 15 日の徳島大学教職員組合第 39 回大会で確認)  
(2015 年 7 月 4 日の徳島大学教職員労働組合第 12 回定期大会において一部改正し、2015 年 3 月 18 日より施行する。)